

尼崎市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、重度心身障害者（児）介護手当支給事業実施要綱（昭和48年7月31日付障福第471号各市町村宛兵庫県民生部長）に基づき重度心身障害者（児）の介護者に対して重度心身障害者（児）介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、当該介護者又は重度心身障害者（児）の負担を軽減するとともに、重度心身障害者（児）の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において障害者とは、65歳未満において、次の各号に該当するものをいう。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の所持者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者（以下「身体障害者」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長、又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所に従事する精神科若しくは神経科を主として担当する医師により、重度知的障害と判定された者（以下「知的障害者」という。）であること。
 - （2）身体障害者にあつては、居宅において6ヵ月以上別表1に定める日常生活動作の状況事項5項目の全てがア、イ、ウのいずれかに該当する状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態（以下「身体障害者の介護を必要とする状態」という。）にあると市長が認めた者又は居宅において、将来に向かって6ヵ月以上身体障害者の介護を必要とする状態にあると市長が認めた者。
 - （3）知的障害者にあつては、居宅において6ヵ月以上別表1に定める日常生活動作の状況事項5項目の全てがア、イ、ウのいずれかに該当する状態又は別表2に定める日常生活の状況2項目のうち1項目以上がアに該当する状態（以下「知的障害者の介護を必要とする状態」という。）にあると市長が認めた者又は居宅において、将来に向かって6ヵ月以上知的障害者の介護を必要とする状態にあると市長が認めた者。
- 2 この要綱において介護者とは、市内に居住する障害者を現に主として介護している者（以下「介護者」という。）をいう。

(支給要件)

第3条 手当は、市内に居住する65歳未満の障害者の介護者に支給する。ただし、障害者が65歳未満のときよりこの手当の支給が行われている場合は、その障害者が65歳となった後も支給対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、支給の対象としない。

(1) 過去1年間(重度心身障害者介護手当の認定を申請した日の属する月の末日から起算するものとする。以下同じ。)において、障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下障害者総合支援法という)(平成17年法律第123号)によるサービス(同法第6条に規定する自立支援給付(計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費及び補装具費の支給を除く。))の対象となるサービスをいう。以下同じ。)を利用しているとき。ただし、過去1年間における短期入所(同法第5条第8項に規定する短期入所をいう。)の利用日数が7日以内の場合及び平成20年6月30日以前に同法によるサービスを利用した場合を除く。

(2) 過去1年間において、障害者が介護保険サービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号又は第2号に掲げる保険給付の対象となるサービスをいう。以下同じ。)を利用しているとき。ただし、過去1年間短期入所生活介護(同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。)及び短期入所療養介護(同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。)の利用日数が合わせて7日以内である場合を除く。

(3) 障害者及び障害者と同一の世帯に属する者のいずれかが手当の支給対象となる月(手当の支給申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までの各月をいう。以下「支給対象月」という。)の属する年度(支給対象月が1月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課される者であるとき。

(4) 介護者が家族介護慰労事業の支給対象者となるとき。

3 前項の規定の内、第1号及び第2号の認定に当たり、障害者が病院又は診療所に入院(同法第6条に規定する自立支援給付の対象となる場合を除く。)した期間は、算入しないものとする。

(手当の額)

第4条 手当の額は、障害者1人につき年額10万円とする。ただし、第8条第2項に規定する支給期における支給対象月数が12に充たない場合は、当該支給期における支給額は、10万円に支給対象月数を乗じ12で除した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする

(申請)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、重度心身障害者(児)介護手当支給(更新)申請書(様式第1号)により市長に申請し、その認定を受けなければならない。

(受給資格の認定)

第6条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、重度心身障害者(児)介護手当支給調査票(様式第2号)により調査を行い、受給資格を有すると決定したとき、申請者に対して重度心身障害者(児)介護手当認定通知書(様式第3号)を交付するものとする。また、認定しないときは、重度心身障害者(児)介護手当却下通知書(様式第4号)にその理由を記載して交付するものとする。

(現況届)

第7条 前条の規定により手当の認定を受けた者(以下「受給者」という。)は、毎年7月に、重度心身障害者(児)介護手当支給(更新)申請書(様式第1号)により、手当の更新申請を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、7月に手当の更新申請を行うことができなかった理由がやむを得ないと認める場合で、かつ、その間継続して、障害者が第2条に規定する障害者に該当すると市長が認める場合は、8月中に手当の更新申請が行われれば、手当の更新申請が行われたものとみなすことができる。

3 同条第1項に規定する更新申請が行われない場合は、重度心身障害者(児)介護手当の支給を停止するものとする。

(手当の支給期間等)

第8条 手当の支給期間は、受給者が手当の支給申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

2 手当は、毎年1月から12月までの手当を翌年2月に支給する。ただし、支給すべき事由が消滅した場合は、支払期月でない月であっても支給することができる。

(支給の制限)

第9条 手当の支給を受けている者が第3条第2項第3号に該当する事由があるときは、市長は、その年の8月分から翌年の7月分までの支給を停止する。

(受給資格の消滅)

第10条 次の各号の一に該当するに至ったときは、受給資格は消滅するものとする。

(1) 障害者が死亡したとき。

(2) 障害者が市内に居住しなくなったとき。

- (3) 障害者が障害者支援施設等の入所施設に入所（措置によるものを含む。）したとき。
- (4) 障害者が病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3ヵ月を超えて入院し、又は入所したとき。
- (5) 障害者が要綱第2条の要件を備えなくなったとき。
- (6) 受給者が障害者の介護をしなくなったとき。
- (7) 障害者が第3条第2項第1号及び同条第2項第2号の要件に該当するとき。
- (8) 介護者が家族介護慰労事業実施要綱の規定による慰労金を受けるようになったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（受給資格の確認）

第11条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に対して、受給資格の有無を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

2 市長は、受給者が前項に規定する書類を提出しないときは、手当の支給を停止することができる。

（届出）

第12条 受給者は、次の各号の一に該当する場合は、重度心身障害者（児）介護手当異動届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 障害者が第3条第2項第1号の規定による障害者自立支援サービスを利用したとき。
- (3) 障害者が第3条第2項第2号の規定による介護保険サービスを利用したとき。
- (4) 障害者又は受給者が住所又は氏名を変更したとき。
- (5) 受給者が手当の振込先を変更したとき。

（資格消滅の通知）

第13条 市長は前条第1号の規定による異動届を受理したとき及び第10条の規定による資格消滅の事実が認められた場合は、重度心身障害者（児）介護手当受給資格消滅通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（支払未済の受給資格者の特例）

第14条 受給者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき手当でその支給を受けなかったものがあるときは、当該死亡した者に代わって障害者を介護する介護者に支給するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(手当の返還)

第16条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により手当の支給を受けた者に対し、すでに支給した手当の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(施行の細則)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、平成20年8月分として支給する手当から適用する。

(経過措置)

- 1 この要綱による改正後の尼崎市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱第3条第2項第1号及び第10条第1項第7号の規定は、平成20年7月1日以後に障害者が障害者総合支援法の規定によるサービスのうち、要綱で定めるものを受けた場合について適用し、同日前に障害者が障害者総合支援法の規定によるサービスのうち、要綱で定めるものを受けた場合については、なお従前の例によるものとする。
- 2 平成20年8月から12月までの第8条第2項の適用にあつては、「毎年1月から12月まで」とあるのは、「8月から12月まで」と読み替えて適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条第2項第1号中、自立支援給付から除外するものとして追加した計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の規定については、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表1 <日常生活動作の状況>

事 項		障 害 者 の 状 態
1	食事	ア 全て食べさせる。 イ 身体を支えているとスプーンで食べられる。 ウ にぎり箸又はスプーンで食べられる。 エ 自分で食べるが時間がかかり、時には手伝う。 オ 自分で食べる。
2	排泄	ア おむつ使用。 イ 便器使用。 ウ 便所まで連れて行ってさせる。 エ 便所まで連れて行くと自分で用が足せる。 オ 自分で便所へ行って用を足している。
3	入浴	ア 入浴困難、清拭している。 イ 入浴動作の全てに介護を要する。 ウ 衣服の着脱、浴槽への入出動作に介護を要する。 エ 浴室まで連れて行くと自分で入浴できる。 オ 全て自分でできる。
4	歩行	ア 全く歩けない。 イ 這う、又は支えると歩ける。 ウ つたい歩きできる。 エ 装具を使うと一人歩きできる。 オ 屋外でも一人歩きできる。
5	衣服の着脱	ア 介護者が全て行う。 イ 手又は足のいずれかはとおすが他は全て介護を要する。 ウ 手足をとおす程度で、ほとんど介護を要する。 エ 簡単な衣服なら自分でできる。 オ 全て自分でできる。

別表2 <日常生活の状況>

事 項		障 害 者 の 状 態
1	放浪性	ア じっとしていることがなく、異常に動きまわり片時も目を離せない。 イ よく動き回るが、常に気をつける必要はない。 ウ ほとんどない。
2	けいれん 発作	ア 生命、身体に危険をとまなうようなけいれん、発作がたびたびあり、片時も目が離せない。 イ けいれん、発作がときにはある。 ウ ほとんどない。

(様式第1号)

重度心身障害者（児）介護手当支給（更新）申請書

		受給者番号				受付日	
尼崎市 市長 へ							
申請者（介護者）について	住所	〒				電話	
	ふりがな					障害者との続柄	障害者と ☐ 同居 ☐ 別居
	氏名						
	生年月日						
手当振込先	銀行名			支店名			
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄	No		口座名義(カナ)			
障害者について	住所	〒				電話	
	ふりがな					生年月日	
	氏名					※	
	介護保険の状況 (65歳以上は必ず記入(40歳～64歳の方については、要支援又は要介護認定を受けている場合、記入)して下さい。)						
	被保険者番号(10桁)			要介護状態区分		☐ 要支援 ☐ 要介護度() ☐ 認定なし	
	介護保険サービス利用状況						
	障害者自立支援サービスの状況（障害程度区分の認定を受けている場合、記入してください。）						
	受給者証番号			障害程度区分			
	障害福祉サービス利用状況						
	身体障害者手帳	第	号	交付		☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 3級	
障害名：							
療育手帳	第	号	交付		☐ A ☐ B 1 ☐ B 2 判定		
	判定年月日：		次期判定年月：				否
障害者と同居している方について	ふりがな					障害者との続柄	備考
	氏名						
	生年月日					※	
	ふりがな					障害者との続柄	備考
	氏名						
	生年月日					※	
	ふりがな					障害者との続柄	備考
	氏名						
	生年月日					※	
	ふりがな					障害者との続柄	備考
氏名							
生年月日					※		

裏面も記入して下さい。

私が行っている介護の状況は、次のとおりです。

区 分		状 況	特 記
内 容	食 事	☐ 全 介 助	
		☐ 一 部 介 助	
	入 浴	☐ 全 介 助	
		☐ 一 部 介 助	
	用 便	☐ 全 介 助	
		☐ 一 部 介 助	
その他			

同 意 書

重度心身障害者（児）介護手当の支給について、必要な場合は、所得情報並びに障害者の障害者自立支援サービス及び介護保険関係情報について、閲覧することを同意する。

介護手当支給申請者（介護者） _____

心身障害者（児）理容・美容出張サービスについて（ 用）

重度心身障害者（児）介護手当の支給対象である障害者の方に、尼崎市環境衛生協会に所属する理容師又は美容師による出張サービスを予定しています（理容・美容に係る料金は利用者の負担で、出張に係る料金を市が負担します。）。

この制度を希望される方には、利用券を交付しますので、次のことについて回答して下さい。なお、今回ご回答いただくのは、 に向けてのものになりますので、利用券をお送りするのは、 上旬となる予定です。

- ☐ 希望しない。
- 利用券を ☐ 希望する（☐理容券が良い。 ☐美容券が良い。）。

-----ここから下は記入しないで下さい。-----

介護保険関係	要介護度	利用サービス内容	過去1年間の各月別介護保険サービス利用状況の有無（○・×）											
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

障害福祉サービス	障害程度区分	利用サービス内容	過去1年間の各月別障害福祉サービス利用状況の有無（○・×）											
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

年 月 日 ☐ 支給要件に該当する。 ☐ 支給要件に該当しない。						台帳確認	関係書類等確認

課税審査	課税状況		係
	☐ 非課税	☐ 課 税	

重度心身障害者(児)介護手当支給調査票

障害者氏名	介護者氏名	調査員氏名	調査日 年 月 日	
調査員の意見	総合判定	総合判定 ^(判定会議結果)	該 当 非該当	

別表1 <日常生活動作の状況>

事 項		障 害 者 の 状 態
1	食 事	ア 全て食べさせる。 イ 身体を支えているとスプーンで食べられる。 ウ にぎり箸又はスプーンで食べられる。 エ 自分で食べるが時間がかかり、時には手伝う。 オ 自分で食べる。
2	排 泄	ア おむつ使用。 イ 便器使用。 ウ 便所まで連れて行ってさせる。 エ 便所まで連れて行くと自分で用が足せる。 オ 自分で便所へ行って用を足している。
3	入 浴	ア 入浴困難、清拭している。 イ 入浴動作の全てに介護を要する。 ウ 衣服の脱着、浴槽への入出動作に介護を要する。 エ 浴室まで連れていくと自分で入浴できる。 オ 全て自分でできる。
4	歩 行	ア 全く歩けない。 イ 這う、又は支えると歩ける。 ウ つたい歩きできる。 エ 装具を使うと一人歩きできる。 オ 屋外でも一人歩きできる。
5	衣 類 の 脱 着	ア 介護者が全て行う。 イ 手又は足のいずれかはとおすが、他は全て介護を要する。 ウ 手足をとおすが程度で、ほとんど介護を要する。 エ 簡単な衣服なら自分でできる。 オ 全て自分でできる。

別表2 <日常生活の状況>

事 項		障 害 者 の 状 態
1	放 浪 性	ア じっとしていることがなく、異常に動きまわり片時も目を離せない。 イ よく動きまわるが、常に気をつける必要はない。 ウ ほとんどない。
2	けいれん 発 作	ア 生命、身体に危険をとまなうようなけいれん、発作がたびたびあり、片時も目が離せない。 イ けいれん、発作がときにはある。 ウ ほとんどない。

〒

様

尼 崎 市 長

重度心身障害者(児)介護手当認定通知書

申請年月	
障害者氏名	
支給金額	年額 100,000円 (ただし、受給資格を喪失したときは、その月分までとする。なお、支給停止の場合は除く。)
認定期間	(ただし、受給資格を喪失したときは、その月分までとする。)
支払方法	申請時にご指定のあった金融機関の口座へ、2月末までに振り込みます。(支給停止の場合を除く。)

(注意事項)

次の場合、速やかに居住地の福祉事務所に届け出てください。

- 1 障害者又は受給者が死亡したとき
- 2 障害者が市内に居住しなくなったとき
- 3 障害者が障害者支援施設等の入所施設に入所したとき
- 4 障害者が医療機関又は介護老人保健施設に3ヵ月以上入院し、又は入所したとき
- 5 介護者及び障害者が住所又は氏名を変更したとき
- 6 手当の振込み先の金融機関又は口座番号を変更したとき
- 7 障害者が介護保険サービス又は障害者自立支援サービスを利用したとき
- 8 介護者が家族介護慰労金を受けるようになったとき

〒

様

尼 崎 市 長

重度心身障害者(児)介護手当却下通知書

平成 年 月 日申請のあった重度心身障害者(児)介護手当は、次の理由により支給できませんので、通知します。

なお、これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、尼崎市長に対して異議申立をすることができます。

障害者氏名	
支給できない理由	

重度心身障害者(児)介護手当異動届

受給者番号	※	届出日	
受給者 (介護者)氏名		障害者氏名	

○ 上記については、変更後の内容にて記入(※印については、福祉事務所が記入するため空欄)してください。

次の内容にて受給資格が消滅しましたので、届出します。

障害者が死亡	死亡年月日			
障害者が市外転出	転出(予定)年月日		転出地	
障害者が入所施設に入所	入所年月日		施設名	
障害者が病院、診療所に継続して 3ヶ月を超えて入院した。	入院日		入院先名	
	支給資格消滅日			
障害者が支給要件に該当しなくなった。	非該当年月日		内容	
受給者(介護者)が障害者の介護 をしなくなった。	受給者変更等年月日		変更理由	

○ 該当箇所のみ記入してください。

介護保険サービスを利用しましたので、届出します。

届出日

利用開始年月		利用サービス内容	
			※ ☐ 資格消滅 ☐ 支給停止

○ 上記については、現在利用及び今後予定している利用サービス内容について記入(※印については、福祉事務所が記入するため空欄)してください。

次の内容について変更が生じたので、届出します。

受給者 (介護者) 氏名変更	新		障害者 氏名変更	新		
	旧			旧		
受給者 (介護者) 住所変更	新					
	旧					
障害者 住所変更	新					
	旧					
振込先変更 (受給者名義)	新	金融機関名	銀行・信用金庫・農協			本店・支店・出張所
		種別	普通・当座・貯蓄	口座番号		口座名義(※)

○ 変更箇所のみ(新・旧とも)記入してください。

○ 受給者(介護者)氏名変更をした場合、振込先についても口座名義の氏名変更をしてください。

〒

様

尼 崎 市 長

重度心身障害者(児)介護手当受給資格消滅通知書

あなたが受給している重度心身障害者（児）介護手当は、次の理由により受給資格が消滅しましたので、通知します。

なお、これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、尼崎市 に対して異議申立てすることができます。

障害者氏名	
消滅日付	
資格消滅理由	☐ 障害者が死亡したため ☐ 障害者が市内に居住しなくなったため ☐ 障害者が障害者施設支援等の入所施設に入所したため ☐ 障害者が病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3ヶ月を超えて入院し、又は入所したため ☐ 障害者が要綱第2条（対象となる障害）の要件を備えなくなったため ☐ 受給者が障害者を介護しなくなったため ☐ 障害者が継続的な介護保険サービスや障害者自立支援サービスを利用したため ☐ 介護者が家族介護慰労金を受けようになったため ☐ 障害者及び障害者と同一の世帯の中で、市町村民税が課税されている者がいるため ☐ 前各号に掲げるもののほか、要綱の規定に違反したとき